

岩手県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

岩手県公安委員会

委員長 石川 哲

岩手県公安委員会規則第7号

岩手県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

岩手県道路交通法施行細則（昭和35年岩手県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第2（第12条の2関係）			別表第2（第12条の2関係）		
種類	路線名	区間	種類	路線名	区間
高速自動車国道	[略]		高速自動車国道	[略]	
	東北横断自動車道	花巻市西宮野目第1地割地内花巻ジャンクションから <u>遠野市宮守町下鱒沢32地割地内宮守インターチェンジ</u> まで		東北横断自動車道	花巻市西宮野目第1地割地内花巻ジャンクションから <u>遠野市綾織町新里30地割地内遠野インターチェンジ</u> まで
	釜石秋田線	[略]		釜石秋田線	[略]
一般国道	4号	[略] <u>盛岡市玉山区渋民字大前田72番から芋田字下武道3番1まで</u> 二戸郡一戸町小鳥谷字中林89番8から字野中123番7まで	一般国道	4号	[略] <u>盛岡市渋民字大前田72番から芋田字下武道3番1まで</u> <u>盛岡市渋民字鶴飼146番1から玉山馬場字川原138番1まで</u> 二戸郡一戸町小鳥谷字中林89番8から字野中123番7まで
	45号	[略] <u>陸前高田市竹駒町字相川37番16から大船渡市大船渡町字鷹頭55番1まで</u> 釜石市松原町二丁目35番3から港町二丁目51番50まで		45号	[略] <u>陸前高田市竹駒町字相川37番16から大船渡市大船渡町字鷹頭55番1まで</u> <u>大船渡市三陸町越喜来字小出59番404から三陸町吉浜字中井95番1まで</u> 釜石市松原町二丁目35番3から港町二丁目51番50まで
		[略]			[略]
	106号	宮古市新川町91番2地先から <u>盛岡市茶畑一丁目19番1地先まで</u> （ <u>盛岡市築川第7地割55番1地先から川目第2地割1番22地先までを除く。）</u>		106号	宮古市新川町91番2地先から <u>盛岡市茶畑一丁目19番1地先まで</u> <u>盛岡市川目第5地割122番74地先から122番38地先まで</u>
		[略]			[略]
県道	[略]		県道	[略]	
	北上金ヶ	[略]		北上金ヶ	[略]

崎インター 一線	
水海大渡 線	[略]
市道	[略]
東大通り 1号線	[略]
殿畠6号 線	[略]
	[略]
大町只越 1号線	<u>釜石市港町二丁目2番2地先から只越 町一丁目4番9地先まで</u>
	[略]

様式第5号の2の2（第10条の2の2関係）

[略]

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、岩手県公安委員会に対して書面をもって異議申立てすることができます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。）。

崎インター 一線	
遠野住田 線	<u>遠野市綾織町新里29地割10番3地先から1地割61番2地先まで</u>
水海大渡 線	[略]
市道	[略]
東大通り 1号線	[略]
大町只越 1号線	<u>釜石市港町二丁目2番2地先から只越 町一丁目4番9地先まで</u>
殿畠6号 線	[略]
	[略]
1023057 号線	<u>北上市相去町大松沢1番5地先から1 番110地先まで</u>
本杉水神 野線	<u>奥州市前沢区字本杉149番2地先から 字五合田63番7地先まで</u>
二十人町 北久保線	<u>奥州市前沢区字竹沢112番2地先から 182番2地先まで</u>
役料新田 線	<u>大船渡市大船渡町字新田40番6地先から 36番18地先まで</u>
川貫寺里 線	<u>久慈市大沢第8地割17番4地先から寺 里第27地割2番地先まで</u>
山岸線	<u>久慈市寺里第27地割2番地先から71番 地先まで</u>
寺里西線	<u>久慈市寺里第27地割71番地先から第28 地割68番4地先まで</u>
寺里畠田 線	<u>久慈市寺里第28地割68番4地先から43 番1地先まで</u>
	[略]

様式第5号の2の2（第10条の2の2関係）

[略]

1 この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岩手県公安委員会に対して書面をもって審査請求することができます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。）。

2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、岩手県を被告として（訴訟において岩手県を代表する者は、岩手県公安委員会となります。）、提起することができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

[略]

[略]

#### 様式第5号の2の9（第10条の2の7関係）

[略]

1 この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、岩手県公安委員会に対して書面をもって異議申立てをすることができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であつても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。）。

2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、岩手県を被告として（訴訟において岩手県を代表する者は、岩手県公安委員会となります。）、提起することができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

[略]

[略]

#### 様式第18号（第31条関係）

[略]

1 この処分に不服があるときは、この処分があつたこと

2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、岩手県を被告として（訴訟において岩手県を代表する者は、岩手県公安委員会となります。）、提起することができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

[略]

#### 様式第5号の2の9（第10条の2の7関係）

[略]

1 この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、岩手県公安委員会に対して書面をもって審査請求をすることができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。）。

2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、岩手県を被告として（訴訟において岩手県を代表する者は、岩手県公安委員会となります。）、提起することができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

[略]

#### 様式第18号（第31条関係）

[略]

1 この処分に不服があるときは、この処分があつたこと

を知った日の翌日から起算して60日以内に、岩手県公安委員会に対して書面をもって異議申立てすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てすることができなくなります。）。

- 2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩手県を被告として（訴訟において岩手県を代表する者は、岩手県公安委員会となります。）、提起することができます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

[略]

#### 様式第19号（第31条関係）

[略]

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、岩手県公安委員会に対して書面をもって異議申立てすることができます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てすることができなくなります。）。
- 2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩手県を被告として（訴訟において岩手県を代表する者は、岩手県公安委員会となります。）、提起することができます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

[略]

を知った日の翌日から起算して3か月以内に、岩手県公安委員会に対して書面をもって審査請求することができます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求することができなくなります。）。

- 2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩手県を被告として（訴訟において岩手県を代表する者は、岩手県公安委員会となります。）、提起することができます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

[略]

#### 様式第19号（第31条関係）

[略]

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岩手県公安委員会に対して書面をもって審査請求することができます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求することができなくなります。）。
- 2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩手県を被告として（訴訟において岩手県を代表する者は、岩手県公安委員会となります。）、提起することができます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。